

吸収合併に係る事後開示書面  
(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2022 年 3 月 3 日  
株式会社カルラ

2022年3月3日

吸収合併に係る事後開示書面

宮城県富谷市成田九丁目2番地9  
株式会社カルラ  
代表取締役 井上 善行

株式会社カルラ(以下「当社」といいます。)は、当社を吸収合併存続会社、株式会社ネットワークサービス(以下「ネットワークサービス」といいます。)を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)に関し、以下の事項を開示します。

1. 吸収合併が効力を生じた日(会社法施行規則第200条第1号)  
2022年3月1日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第200条第2号)
  - (1) 会社法第784条の2の規定による手続きの経過  
吸収合併消滅会社の株主より、会社法第784条の2に基づく吸収合併をやめることの請求はありませんでした。
  - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過  
吸収合併消滅会社においては、会社法第784条第1項本文に規定する略式合併の手続きを行ったため、該当事項はありません。
  - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過  
吸収合併消滅会社は新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。
  - (4) 会社法第789条の規定による手続の経過  
吸収合併消滅会社は、会社法第789条第3項に基づき、2021年12月13日付の官報により公告しましたが、吸収合併消滅会社の債権者から、異議申述期限までに、会社法第798条第1項に基づく異議はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 200 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

当社は会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2021 年 12 月 13 日付で株主に対する通知に代わる公告を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項に定める数の株主からの反対通知はありませんでした。なお、本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文の簡易合併に該当するため、同法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求の適用はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2021 年 12 月 13 日付の官報及び電子公告により公告しましたが、当社の債権者から、異議申述期限までに、会社法第 799 条第 1 項に基づく異議はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 200 条第 4 号)

当社は 2022 年 3 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社における資産、負債、契約上の地位及びこれらに付随する権利義務の一切を吸収合併消滅会社より承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項(吸収合併契約の内容を除く。)(会社法施行規則第 200 条第 5 号)

別添のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更登記予定日(会社法施行規則第 200 条第 6 号)

2022 年 3 月 1 日以降、会社法第 921 条に定める吸収合併による変更登記を速やかに申請する予定です。

以 上